

SOS サポートメール

ライブ配信サービスの課金に注意！！



＜今回の相談事例＞

クレジットカードに高額な請求があり、カード会社に問い合わせたところ、中学生の娘が使用しているスマホのライブ配信アプリ内での課金だと分かった。娘に聞いたすと、配信者を応援するために、以前教えていたクレジットカードの番号を使い、ライブ配信で1回1万円もする「投げ銭」を何度もしていたそうだ。

(相談者40代 女性)

【アドバイス】

●支払い金額が取り消せるとは限りません。

未成年者が親権者の同意なしに行った契約は、原則取り消すことができます。ただし、今回の事例の場合、本当に未成年者が利用したかどうかの事実関係を証明することが難しく、クレジットカードカードの管理責任なども問われるので、全額取り消されるとは限りません。

●クレジットカードの取り扱いに注意しましょう

一度、クレジットカード番号を入力すると、スマートフォンにカード番号が記憶され、次回からは番号の入力をしなくても有料アイテムを入手できる場合があります。両親のクレジットカードを勝手に使わないなど、親子でクレジットカードやスマホ内でのサービスの利用の仕方などを話し合い、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

●不安や疑問を感じたら相談しましょう

少しでも不安や疑問を感じた場合は、家族や周囲の人、消費生活センターに相談しましょう。

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ^{いやや!} ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん